

(傍線部分は改正部分)

現
行

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八條の二及び第三十八條の三の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範圍並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を次のように定める。

一 時計、業務書類等の備付けの省略

次の表の中欄に掲げる無線局は、当該無線局に備え付けなければならない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八條第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものの備付けを省略することができる。

注 一〇七 (略)	一	無線局の種別	無線設備の全部を 共用する無線局	共用できる時計、業務書類等の範囲
	二〇五	(略)		(一) 時計 (二) 業務日誌(1)、(2) (三) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表 (四) 海岸局及び特別業務の局の局名録
	六	同一の船舶を設置 場所とする船舶局 と船舶地球局	(一) 時計(3) (二) 無線業務日誌(4) (三) 船舶局の局名録及び海上移動業務識別の割当表 (四) 海岸局及び特別業務の局の局名録 (五) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧	
注 一〇七 (略)	一	無線局の種別	無線設備の全部を 共用する無線局	共用できる時計、業務書類等の範囲
	二〇五	(略)		(一) 時計 (二) 業務日誌(1)、(2) (三) 海上移動業務において使用されるアルファベット順又は番号順の局の呼出符号又は識別信号の表 (四) 海岸局の局名録及び船舶局の局名録
	六	同一の船舶を設置 場所とする船舶局 と船舶地球局	(一) 時計(3) (二) 無線業務日誌(4) (三) 海岸局の局名録 (四) 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧	

らない時計、無線業務日誌又は施行規則第三十八条第一項に規定する業務書類のうち同表の下欄に掲げるものを共用することができる。